平成２８年（フ）第２２８号
神奈川県横須賀市長沢１丁目７番８号
破産者　有限会社大村工務店
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第７号
石川県鳳珠郡穴水町字明千寺ヲの69番地
破産者　有限会社細口土建
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第２３８号
静岡県磐田市南平松２番地の26
破産者　ユタカ電機株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
静岡県浜松市北区初生町340番地の６
破産者　株式会社セイブテック
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
三重県北牟婁郡紀北町長島251番地６、開始決定時の住所三重県北牟婁郡紀北町東長島529番地１
破産者　上田　基良
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第１２２号
徳島県徳島市津田町４丁目４番11号、旧住所徳島県徳島市大原町籠10番地の40
破産者　楠本　謙一
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７号
熊本県葦北郡芦北町小田浦1352番地３
破産者　有限会社田浦タクシー
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第３２号
大分県中津市大字万田648番地１
破産者　株式会社Ｃ．Ｈ．Ｐ
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５６号
山梨県甲府市上積翠寺町1661番地、開始決定時の住所山梨県甲斐市岩森770番地９
破産者　長田　　厚
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
山梨県甲府市住吉１丁目４番27号　レオパレスＳＵＭＩＹＯＳＨＩ102号、前住所福岡県直方市大字植木185番地２
破産者　長藤　琢磨
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３４号
兵庫県三木市本町２丁目12番37号
破産者　西尾　真澄
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９８号
札幌市北区あいの里３条８丁目６番17号
破産者　千葉　龍夫
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第24地割字夏本３－１　宿舎棟２　10号室、住民票上の住所宮城県仙台市太白区大谷地９番23号
破産者　福　　一利
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
長野県松本市奈川2550　笹島建設株式会社、住民票上の住所北海道北斗市七重浜７丁目９番１号　プレッソマーレ103号室　（開始決定時の住所）岩手県釜石市平田第２地割65―２　吉田直土木株式会社
破産者　風早　一弥
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
茨城県神栖市若松中央３丁目167番地
破産者　伊東　輝信
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第８３号
茨城県行方市内宿1578番地１
破産者　栗俣　弘幸
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１７７号
茨城県古河市上辺見2633番地　ブルーハイツ203
破産者　中島由美子
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２９９号
埼玉県熊谷市石原387番地15
破産者　梅澤　新賢
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２７０８号
神奈川県海老名市門沢橋４丁目９番24―101号
破産者　栗田　峰子
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部